

事業用自動車健康起因事故対策協議会 の運営要領について

「事業用自動車健康起因事故対策協議会」（以下、「協議会」）の運営は、以下に基づいて行うこととする。

1. 趣旨・目的

国土交通省は事業用自動車の健康起因事故を抑止するため、平成26年4月に「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（以下、「健康管理マニュアル」）を改訂し、主要疾病等に関するスクリーニング検査を推奨するなど所要の対策を講じてきたところである。この検査をより効果的なものとして普及させるため、産官学の幅広い関係者から構成される協議会を設置し、最新の検査機器・新たな検査方法等について情報共有するとともに、検査の普及方策について検討する。

2. 協議会の委員

協議会の委員は、別紙のとおり。

3. 座長

- (1) 協議会には委員の互選により座長を置く。
- (2) 座長は議事その他の会務を総括する。

4. 協議会

協議会は、必要に応じて座長が招集する。

5. 協議事項

協議会は、目的達成のため、次に掲げる事項等について協議を行う。

- (1) スクリーニング検査の実施状況
- (2) スクリーニング検査の実施機関・検査方法、最新機器に係る情報の把握
- (3) スクリーニング検査の普及方策

6. 事務局

協議会の運営に関する事務は、国土交通省自動車局安全政策課が行うものとする。

7. 報告書

協議会は、協議を終えたときは、報告書を作成することともに、これを公表する。

8. 公開

協議会は自由闊達な議論を行うために非公開とし、協議会での議論の成果については、将来の事業用自動車の健康起因事故抑止に役立てることを目指す。

なお、議事概要については、委員の了解を得て後日公開する。

事業用自動車健康起因事故対策協議会
委員名簿

(委員)

酒井 一博	(公財) 労働科学研究所 所長
及川 寿彦	(一社) 健康マネジメント協会 専務理事
水町 重範	(一社) 運転従事者脳 MRI 健診支援機構 代表理事
上田 守三	(一社) 運転従事者脳 MRI 健診支援機構 専務理事
山科 章	東京医科大学 主任教授
大久保 孝義	帝京大学医学部 主任教授
谷川 武	順天堂大学大学院医学研究科 主任教授 (NPO 法人 睡眠健康研究所 理事)
作本 貞子	NPO 法人 ヘルスケアネットワーク 副理事長
上田 信一	(一財) 運輸・交通 SAS 対策支援センター 常務理事
小島 公平	(独) 自動車事故対策機構 理事 (事故防止担当)
石川 正	(公財) 交通事故総合分析センター 理事長
石川 博敏	自動車安全運転センター 理事
梶原 景博	(公社) 日本バス協会 理事長
神谷 俊広	(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会 理事長
廣瀬 正順	(一社) 全国個人タクシー協会 専務理事
福本 秀爾	(公社) 全日本トラック協会 理事長
金子 茂浩	神奈川中央交通 (株) 常務取締役
坂本 克己	日本タクシー (株)・大阪運輸倉庫 (株)・北港観光バス (株) 代表取締役会長
新居 康昭	日本通運 (株) 取締役常務執行役員

(行政関係者)

国土交通省	自動車局	審議官
国土交通省	自動車局	安全政策課
国土交通省	自動車局	旅客課
国土交通省	自動車局	貨物課

(順不同・敬称略)

事務局：国土交通省自動車局安全政策課